

# 協働のまちづくり研修

～住民参画条例って何だろう～



那珂川市 総務部 総務課 協働のまち推進担当

# 1. 目次

- (1) 住民参画とは
- (2) 協働と住民参画の違い
- (3) まちづくり住民参画条例とは
- (4) 住民参画の方法（8つ）

# 2. 時間

15分間



# 住民参画とは

まちづくりの計画段階から市民が主体的に**自分の意見や知識、経験を反映**させ、行政と一緒にまちづくりを行っていく手法



# 協働と住民参画の違い

## 協働

市民（団体）と行政が、**対等な関係**で**互いの立場や役割**を理解した上で、**目的を共有**し連携・協力してまちづくりを進めること。

## 住民参画

行政が企画し、実行する上で、その企画立案の段階で**市民の意見や知識を反映**させることに重きを置き、**実際に実行するのは行政**。



# まちづくり住民参画条例とは？



市民と行政が協力し合い、行政運営をしていくための基本的なルールを定める条例

重要な行政活動（政策の立案等）を行うにあたり、行政に対し、住民参加手続きを義務付け、市民の参加を制度的に保証するもの

# 住民参画の方法は8つ (第7条)

- ① 審議会等
- ② 公聴会
- ③ 住民説明会
- ④ ワークショップ
- ⑤ パブリック・コメント
- ⑥ アンケート
- ⑦ モニター
- ⑧ 住民政策提案

この中から1つ以上の方法で実施します。



## ① 審議会等

市が、懇話会や研究会などに意見を聞く方法です。

(例)

環境課：環境審議会

都市計画課：道善・恵子土地区画整理事業  
：かわせみバス運行事業 など



## ② 公聴会

3週間前  
までに！

開催の日時や場所をお知らせします

意見のある人は申し込みをします

意見を述べる住民と議長を決めます

公聴会を  
開きます

選ばれた人は発言します

他の人は意見を聞きます

公聴会の内容や検討結果を公表します

住民のみなさん



### ③ 住民説明会

市が住民のみなさんに政策の説明をして、意見を聞いたり一緒に検討したりする方法です。



体験型講座  
のことです

## ④ ワークショップ

たとえば、何かの施設を作る時には、お手本となる施設を見に行ったりして**体験**します。体験を通して、みんなで**自由**に話し合います。ただ意見を言い合うだけでは、まとまらないので、課題を整理したり、助言をしたりする人も参加します。

参加できなかった住民のみなさんへは、内容や結果を報告したり、意見を募集したりします。



## ⑤ パブリック・コメント

決まり事を作る前に、影響を受ける人達から、意見を聴くことです。

(例)

環境課：環境基本計画策定事業

都市計画課：立地適正化計画策定事業



## ⑥ アンケート

住民のみなさんに同じ質問をして、多くの人の考え方を聴く方法です。

(例)

住民意識アンケート(毎年1月)

環境課：環境基本計画策定事業

健康課：地域保健計画策定事業



## ⑦ モニター

公募した住民のみなさんから意見を聴いたり、関係する会議に出席してもらったりする方法です。



## ⑧ 住民政策提案

市内に住む、満18以上のみなさんの、  
100人以上の署名が必要です。

(例)

子ども応援課：子どもの権利条例

環境課：那珂川市気候非常事態宣言



ご清聴ありがとうございました。

